

参 考 资 料

---



# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30							
		25	26													
道府県民税	個人	個人						(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%								
										法人					(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
	事業税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円		基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円						
			税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%								
		人	その他					特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。								
	業 税	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%							
				人	その他		申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。					
	不動産取得税								(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円						
	道府県 たばこ税 〔道府県たば こ消費税〕								(創設) 税率 $\frac{5}{115}$							

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%)  (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (7) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 } は 3% ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 }

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000円			
普通法人 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400万円以下 5% 年 400万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 400万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400万円以下 5% 年 400万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 800万円以下 7.3% 年 800万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400万円以下 5% 年 400万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成16年6月30日まで延長	
1,000本につき 868円 (3級品については 413円) (5月1日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円  (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9%  【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を 500 円引上げ (平成 26 年度～平成 35 年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の 2 割に引上げ (平成 28 年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成 27 年 4 月 1 日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の 1/2 に相当する額とする。 (平成 28 年 10 月以降に実施する特別徴収から適用)
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
	○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡所得等に適用)	
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 2.2% 年 800 万円以下… 3.2% 年 800 万円超及び清算所得… 4.3% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 800 万円以下… 5.1% 年 800 万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 400 万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を 1/3 に縮小し、法人事業に還元)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年 400 万円以下 1.6% 年 800 万円以下 2.3% 年 800 万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用) ○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を 65%に制限 (中小法人等を除く) (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年 400 万円以下 0.3% 年 800 万円以下 0.5% 年 800 万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を 60%に制限 (中小法人等を除く) (平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)
○耐震改修(取得日後 6 ヶ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300 万控除)の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 30 年 3 月 31 日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300 万円控除)を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日)
		3 級品 1,000 本につき 481 円 (4 月 1 日以降)

29	30	元
	指定都市への税源移譲により，所得割税率変更 道府県民税…2% 市民税…8% (平成30年度以後の個人住民税から適用)	○ふるさと納税の対象となる地方団体の指定制度の創設 ○住宅ローン控除の控除期間を現行の10年間から13年間に拡充(令和元年10月から令和2年12月までの居住に限る) ○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について，配偶者の合計所得金額の上限を123万円以下(現行76万円未満)に引き上げ 配偶者控除及び配偶者特別控除について，納税義務者の合計所得金額に応じて，控除額が通減・消失
		法人税割の税率改正 標準税率…1.0% 制限税率…1.8% (令和元年10月1日以降開始事業年度から適用)
		○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下…0.4% 年800万円以下…0.7% 年800万円超…1.0% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下…3.5% 年800万円以下…5.3% 年800万円超…7.0% 特別法人 年400万円以下…3.5% 年400万円超…4.9% 電気供給業等収入金…1.0% ○地方法人特別税の廃止 (～令和元年9月30日開始事業年度まで適用) ○特別法人事業税の創設 外形標準課税法人…260.0% 所得割課税法人(普通法人)…37.0% 所得割課税法人(特別法人)…34.5% 収入金課税法人…30.0% (令和元年10月1日以降開始事業年度から適用)
	○ガス供給業を行うもののうちガス中小事業者について所得課税とした。 (平成30年4月1日以降開始事業年度から適用) ○事業税の確定申告書，中間申告書及び修正申告書への自署押印の廃止 (平成30年4月1日以後提出されるものから適用)	
○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長(～平成31年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(～平成31年3月31日)	○住宅又は土地(特例の延長)税率3% (～平成33年3月31日までの取得) ○宅地評価土地(特例の延長)価格を1/2とする。(～平成33年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(～平成32年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長(～平成32年3月31日)	○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長(～令和3年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長(～令和3年3月31日)
3級品1,000本につき551円 (4月1日以降)	3級品1,000本につき656円 (4月1日以降) 3級品以外1,000本につき930円 (10月1日以降)	3級品1,000本につき930円 (10月1日以降)

2	3	
	○住宅ローン控除期間の適用期限延長に係る個人住民税の対応 ○退職所得課税の適正化(令和4年1月1日以後の支払いを受けるべき退職所得に適用) ○非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直し(令和6年度分以後適用) ○個人住民税の特別徴収税額通知電子化(令和6年度以後適用)	個 県
		法 県
		利 子 割
		個 事
○電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式見直し 資本金1億円超の普通法人 収入割……… 0.75% 付加価値割… 0.37% 資本割……… 0.15% 資本金1億円以下の普通法人等 収入割… 0.75% 所得割… 1.85% ○特別法人事業税(電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人)の税率改正 収入金課税法人 … 40.0% (令和2年4月1日以降開始事業年度から適用)		法 事
○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～令和4年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～令和4年3月31日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (～令和6年3月31日までの取得) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～令和6年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～令和5年3月31日) ○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長 (～令和5年3月31日)	不 動 産
1,000本につき1,000円 (10月1日以降)	1,000本につき1,070円 (10月1日以降)	た ば こ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
道 府	税目						
	<p>ゴルフ場利用税</p> <p>〔 1. 平成元年度 名称変更 (旧娯楽施設 利用税) 2. 地方税とし ての入場税を 含む。 〕</p>	<p>(入場税)</p> <p>第1種の場所 100%</p> <p>第2種の場所 40%</p> <p>第3種の施設 100%</p>		<p>(入場税)</p> <p>税率を従来の1/2に 引き下げた。</p>		<p>入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。</p> <p>(1) 料金課税の税率</p> <p>舞踊・ゴルフ場 50%</p> <p>その他 30%</p> <p>学生生徒等の運動 競技の施設利用 10%</p> <p>(2) 外形課税 (月額)の税率</p> <p>ぱちんこ場 1台 150円</p> <p>まあじゃん場 1卓 500円</p> <p>たまつき場 1台 1,000円</p>	
県 税	税目						
	<p>特別地方消費税</p> <p>〔 料理飲食等 消費税 遊興飲食税 〕</p>	<p>芸者等の花代 100%</p> <p>カフェー・バー等 40%</p> <p>上記以外の飲食 20%</p> <p>宿泊 20%</p>		<p>カフェー・バー等 20%</p> <p>上記以外の飲食 10%</p> <p>宿泊 10%</p> <p>(非課税)</p> <p>大衆食堂等 1人1回 100円以下</p> <p>1品価格 50円以下</p>		<p>(非課税)</p> <p>大衆飲食店 1人1回 120円</p> <p>甘味喫茶店 1人1回 100円</p> <p>大衆旅館 1人1回 700円</p>	<p>芸者等の花代 30%</p> <p>花代を伴う遊興飲食 15%</p> <p>カフェー・バー等 15%</p> <p>上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5%</p> <p>1人1回 500円超 10%</p> <p>宿泊 1人1泊 1,000円以下 5%</p> <p>1人1泊 1,000円超 10%</p> <p>(免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。</p>

31	32	33~35	36	37	38~40	41	42~43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 200円		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		<p>ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して1/3 交付</p>	<p>ゴルフ場について は定額税率によつ て課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2 交付</p>		
<p>(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)</p>

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税（月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円				ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税（月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 7/10 交付
	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）	（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）		・特別地方消費税に名称変更（税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）

2	3～8	9	10	11	12～14	15	16～元	2	
						非課税区分を新設 対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会 での使用 ・ 学生等の利用		非課税措置を拡充 対象者 ・ 国民体育大会の 公式の練習のた めの利用 ・ 国際的な規模の スポーツ競技又 はその公式の練 習のための利用	ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1 人 1 泊 15,000 円 飲食店等 7,500 円 (3. 7. 1 施行)  (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)					特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

年度		25	26	27	28	29	30	31	32	
税目										
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及びバス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円	税率 1 キロリットル 8,000 円	
	その他	附加価値税が創設され実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。 漁業権税賃貸料の 10%		附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。			

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 24,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税)石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p>           自家用乗用車            普通車              3.048メートル以下                70,000円              3.048メートル超                117,000円            小型四輪車              1リットル以下                23,500円              1リットル超1.5リットル以下                27,500円              1.5リットル超                31,500円            営業用乗用車            普通車              3.048メートル以下                26,000円              3.048メートル超                52,000円            小型四輪車              1リットル以下                7,000円              1リットル超1.5リットル以下                8,000円              1.5リットル超                9,000円            トラック            自家用              20,000円            営業用              17,500円            バス            自家用              39,000円            一般乗合用              14,000円            その他              34,500円            (条例)            税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。            当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック            } 1/11の税額を控除            次期規制適合車            電気自動車            } 1/2の税額を控除            (特例条例)         </p>		<p>           トラック            最大積載量が8トンを超える被けん引車            ・自家用              8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額            ・営業用              7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額         </p>	<p>           自家用乗用車            普通車              3リットル以下                71,000円              3リットル超                6リットル以下                  77,000円              6リットル超                129,000円            小型四輪車              1リットル以下                25,500円              1リットル超                1.5リットル以下                  30,000円              1.5リットル超                34,500円            営業用乗用車            普通車              3リットル以下                24,000円              3リットル超                6リットル以下                  26,000円              6リットル超                52,000円            トラック            自家用              22,000円            バス            自家用              42,500円            営業用            一般乗合用のものの以外のもの              36,000円            三輪の小型自動車            自家用              5,500円            (条例)            税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。            当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック            } 1/11の税額を控除            次期規制適合車            電気自動車            } 1/2の税額を控除            (特例条例)         </p>
<p>           税率            1キロリットル              19,500円         </p>			<p>           税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで)            1キロリットル              24,300円         </p>
	<p>           自動車取得税            (税率)            昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。            鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。         </p>		<p>           狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。            入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。         </p>

55	56	57	58	59	60	61	62	
			超過課税の廃止	普通乗用車 トラック 4トン超5トン以下 家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型 自動車 家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円	トラック 4トン超5トン以下 家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 家用 乗車定員40人超 50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超 40人以下 14,500円 一般乗合用以外の もの 乗車定員40人超 50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 家用 6,000円 営業用 4,500円			
			暫定税率が2年間延長される。		暫定税率が3年間延長される。			
自動車取得税 軽自動車以外の家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。			鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。		自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。			

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 4リットル超 自家用 4.5リットル以下 2リットル超 23,600円 2.5リットル以下 4.5リットル超 45,000円 6リットル以下 2.5リットル超 27,200円 3リットル以下 6リットル超 51,000円 40,700円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400円 6リットル超 88,800円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね13%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設(2年間)</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長(ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長(ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設(平成20年5月1日～平成22年3月31日)</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・低公害車に対する特例措置 ・低燃費車特例措置 ・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置 ・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</p>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成26年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成27年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を2年延長(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成27年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成28年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成28年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下, 12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超 12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+20%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成29年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>	
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長</p> <p>&lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)</p>

29	30	元	2
<p>グリーン化税制</p> <p>・ 軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽減</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽減</b></p> <p>・ 重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・ 軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽減</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽減</b></p> <p>・ 重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p>	<p>令和元年 10 月 1 日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更</p> <p>(環境性能割)</p> <p>・ 税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から 3%、営業用は非課税から 2%の税率を適用</p> <p>・ 税率の臨時的軽減 令和元年 10 月から令和 2 年 9 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p> <p>・ 課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車の取得に対する軽減措置</p> <p>(種別割)</p> <p>・ 税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から適用 (キャンピング車含む)</p> <p>・ グリーン化税制 令和 3 年 3 月 31 日までに新車新規登録された環境負荷の小さい自動車は、取得した翌年度の自動車税が軽減 (環境負荷の大きい自動車 (初回新規登録から一定期間経過した自動車) は税率上乘せ)</p> <p>(軽自動車税環境性能割)</p> <p>・ 市町の税金であるが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。</p>	<p>(環境性能割)</p> <p>・ 税率の臨時的軽減 令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。 【縮減業種】 電気供給業 (対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外) 【廃止業種】 地熱資源開発事業</p>		<p>次の業種に係る課税免除の特例措置を廃止 【廃止業種】 電気供給業 (汽力発電装置の助燃の用途)</p>
<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長 &lt;特例措置&gt;</p> <p>・ 車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税、課税免除) を 2 年延長 (平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	<p>地方消費税 (10 月 1 日から)</p> <p>・ 標準税率 2.2% (消費税額の 22/78) ・ 軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624)</p> <p>自動車取得税は廃止 (令和元年 9 月 30 日)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充 (令和 6 年 3 月 31 日まで)</p>	

3	
<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率の臨時的軽減 令和3年4月から令和3年12月までに登録される 自家用乗用車については、税率が1%軽減</li> <li>・ 課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車（ASV車）の 取得に対する軽減措置の拡充</li> </ul>	自動車税
<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を令和6年3月31日まで 延長。</p> <p>【縮減業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱さい・ガラス製造業(適用対象を中小事業者等に限定)</li> <li>・ 廃棄物処理事業(産業廃棄物処分業者及び特別管理 産業廃棄物処分業者について、適用対象を中小事業者 等に限定)</li> <li>・ 木材加工業(適用対象から木材注薬業を営む者を除外)</li> </ul>	軽油引取税
	その他

## 2 特例条例に関すること

### ○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

#### 1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

#### 2 内 容

##### (1) 税 率

令和 2 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 1.8 とする。

（令和 2 年 2 月議会において 5 年間延長）

##### (2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

##### (3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

#### （参 考）

### 大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

#### （設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより，広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

## ○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

### 1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

### 2 内 容

#### (1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

#### (2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共法人及び公益法人等</li> <li>・ 人格のない社団等</li> <li>・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く）</li> <li>・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※</li> <li>・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人</li> </ul>	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

#### (3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～令和 3 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 29 年 2 月議会において 5 年間延長）

#### (4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策，里山林対策，森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発，森林・林業体験への支援など

#### (5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 29 年 4 月 1 日）

(参 考)

## ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 法定外税に関すること

#### ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

##### 1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

##### 2 条例の内容

###### (1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

###### (2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

###### (3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

###### (4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

###### (5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

###### (6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

###### (7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

###### (8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

###### (9) 税収の使途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

##### 3 条例の施行日及び失効日

###### (1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 30 年 3 月 20 日）

###### (2) 失効

施行日から起算して 20 年を経過した日に効力を失う。

（平成 29 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

## 広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

(参考 2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

令和 3 年 4 月 現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う発電事業	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
						①100分の4.5 ②48,450円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
						①100分の8.5 ②48,450円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
						①100分の12 ②7,000円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月21日施行
島根	核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW(3ヶ月))	昭和55年4月1日施行
						①100分の8.5 ②44,000円/千Kw(3ヶ月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年1月16日施行
愛媛	核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW(3ヶ月)) ③500円/kg	昭和54年4月1日施行
佐賀	核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は2分の1) ③250円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行
福岡	核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月)(廃止措置中は2分の1) ③250円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器的容量 ⑦ガラス固化体の容器的容量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500円/kg ②38,250円/千kw(3カ月) ③核燃料価額の100分の8.5 ④19,400円/kg ⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg) ⑥52,400円/m <sup>3</sup> ⑦1,614,600円/本	平成3年9月28日施行
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦アルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器的容量 ⑦アルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器的容量 ⑨放射性廃棄物の容器的容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kW(3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/m <sup>3</sup> ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/m <sup>3</sup> ⑨5,100円/m <sup>3</sup>	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/k1	【課税免除】 1揮発油の販売で輸出として行われるもの 2揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和47年6月1日

(2) 法定外目的税

令和3年4月現在

都道府県名	税目	課税各体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン	【免税点】 年間搬入量1,000トン未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
							【免税点】 年間搬入量500トン以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成15年4月1日
広島	産業廃棄物埋立税				特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
							※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの(下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物処分場税			最終処分場へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者	特別徴収 (自社処分は申告納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税各体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年1月1日
						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成16年1月1日
奈良						1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日
山口					特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)		【施行期日】 平成16年4月1日
京都				【施行期日】 平成17年4月1日			
宮城				【施行期日】 平成17年4月1日			
熊本				【施行期日】 平成17年4月1日			
島根	産業廃棄物 減量税			【施行期日】 平成17年4月1日			
福島	産業廃棄物税					1,000円/トン 自社処分の場合は1/2,年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	【施行期日】 平成18年4月1日
						1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日
愛知						1,000円/トン	【課税免除】
沖縄						1,000円/トン	・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日

都道府県名	税目	課税各体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成18年10月1日
	産業廃棄物税						【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税				特別徴収 (自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付)	1,000円/ト (自社処分：500円/ト、設置費用を負担した最終処分場では750円/ト)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設：800円/ト 最終処分場：1,000円/ト	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円 ※令和2年7月1日から同年9月30日までの3ヶ月の間に行われた宿泊に対しては、課税を停止	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
大阪		ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊者		1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 【※令和元.6.1以後 7千円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上2万円未満：200円 2万円以上：300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【※令和元.6.1以後 宿泊料金1人1泊7千円未満の宿泊】 【施行期日】 平成29年1月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運入して自ら入り込む行為又は他人を入り込む行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗用バス以外 3,000円/回 ・一般乗用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

都道府県名	税目	課税各体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
福岡	宿泊税	一定の宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設における宿泊数	宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ※宿泊に対して税を課す市町村内の宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円 ※上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内の宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円	【施行期日】 令和2年4月1日

#### 4 税目別納期限等一覧表

令和3年4月1日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から1月以内 (4) 地方税法第53条第19項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月10日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の1月10日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から2月以内 ロ 残余財産確定の日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税種別割	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条、第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について、地方税法第 177 条の 11 第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り、当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車税環境性能割	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については、登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合、使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については、当該事由のあった日から 15 日以内  〔その日前に当該登録等を受けたときは、当該登録等の日〕	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで  〔元売業者及び特約業者以外の者が、軽油を輸入する場合は、輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

## 5 令和2年度都道府県税決算(見込)額調

(出典元:地方行財政調査会「2020年度都道府県税決算見込額調〜(出納閉鎖日現在)」)

(単位:千円, %)

都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	2年度	元年度
北海道	589,299,690	99.0	602,377,852	99.3	591,591,771	99.0	98.2	98.5
青森	144,586,888	99.5	148,191,472	100.4	146,191,197	100.2	98.7	98.8
岩手	127,053,000	98.3	130,170,825	98.9	127,966,675	98.4	98.3	98.8
宮城	292,489,000	100.2	297,018,810	100.5	292,886,140	100.3	98.6	98.8
秋田	90,925,695	100.6	93,326,932	100.9	91,917,441	100.5	98.5	98.8
山形	108,600,000	98.7	112,029,983	100.3	110,338,972	99.9	98.5	98.9
福島	239,271,328	102.3	244,590,529	102.4	239,802,670	102.4	98.0	98.1
茨城	377,777,820	99.9	386,643,259	100.9	381,277,781	100.8	98.6	98.7
栃木	240,000,000	98.4	246,419,593	99.4	242,551,486	99.1	98.4	98.7
群馬	241,739,925	98.7	248,393,256	99.7	244,596,451	99.5	98.5	98.6
埼玉	768,100,000	100.7	788,490,374	101.0	775,831,682	101.0	98.4	98.4
千葉	993,088,478	103.1	1,038,206,426	104.3	1,019,078,917	104.0	98.2	98.4
東京都	4,121,522,193	97.8	4,295,363,012	100.8	4,239,775,993	100.4	98.7	99.1
神奈川県	1,156,824,770	103.5	1,180,451,528	104.3	1,163,850,001	104.1	98.6	98.7
新潟	257,752,000	101.8	261,018,884	102.2	258,145,146	101.9	98.9	99.2
富山	146,553,000	103.5	150,959,218	104.3	148,027,783	103.9	98.1	98.4
石川	150,505,681	97.8	154,914,678	98.7	151,833,919	98.2	98.0	98.6
福井	111,348,788	93.9	117,712,857	97.5	116,287,233	97.3	98.8	99.0
山梨	91,108,656	97.4	93,805,381	99.1	92,201,673	98.5	98.3	98.8
長野	228,301,653	97.8	232,523,032	98.2	228,778,612	97.6	98.4	99.0
岐阜	238,500,000	98.7	249,509,561	100.7	242,400,801	99.4	97.2	98.4
静岡県	451,800,000	96.1	467,299,737	97.6	456,851,693	96.6	97.8	98.8
愛知県	1,140,200,000	95.4	1,174,361,796	96.7	1,155,264,927	96.2	98.4	98.9
三重	246,567,000	99.2	256,989,362	99.8	251,687,212	99.0	97.9	98.7
滋賀	163,168,700	95.0	170,095,545	97.0	165,451,071	96.1	97.3	98.2
京都	262,928,000	95.3	268,966,037	96.4	263,519,520	95.6	98.0	98.8
大阪	1,476,654,000	101.9	1,494,735,127	101.5	1,476,523,950	101.1	98.8	99.1
兵庫県	700,120,526	98.4	719,579,684	99.9	709,207,054	99.8	98.6	98.7
奈良	121,070,000	100.4	123,812,313	100.7	121,173,798	100.3	97.9	98.2
和歌山	93,137,200	100.5	96,092,814	100.2	94,671,975	100.2	98.5	98.5
鳥取	51,569,451	94.7	54,383,027	98.9	53,580,627	98.4	98.5	99.1
島根	69,004,683	99.5	70,693,151	100.5	69,909,369	100.2	98.9	99.2
岡山	227,727,583	97.9	234,477,580	99.6	231,105,574	99.2	98.6	99.0
広島	324,147,130	99.5	333,629,578	100.9	327,652,178	100.6	98.2	98.5
山口	169,653,234	96.5	176,531,874	96.8	173,965,040	96.4	98.5	99.0
徳島	76,000,000	101.3	78,606,854	101.5	77,732,449	101.3	98.9	99.1
香川	123,048,011	100.2	126,278,688	100.7	124,755,311	100.5	98.8	99.0
愛媛	149,400,000	98.5	150,734,189	98.6	149,550,366	98.5	99.2	99.3
高知	64,636,673	99.9	64,887,656	99.0	64,242,478	98.9	99.0	99.1
福岡	625,531,197	100.9	641,942,365	101.5	632,200,974	101.3	98.5	98.7
佐賀	87,624,000	98.0	89,984,135	98.5	88,916,827	98.4	98.8	99.0
長崎	118,330,436	99.0	120,032,939	99.1	118,547,394	99.1	98.8	98.8
熊本	150,417,929	96.2	156,716,634	97.8	154,442,441	97.7	98.5	98.6
大分	120,260,000	96.1	121,973,015	96.3	120,380,516	96.2	98.7	98.8
宮崎	98,650,000	100.5	101,823,161	101.0	100,610,223	101.0	98.8	98.9
鹿児島	147,338,160	100.0	150,276,770	100.1	148,438,053	100.2	98.8	98.7
沖縄	131,461,500	97.2	135,847,957	98.3	132,940,504	97.6	97.9	98.6
合 計	18,105,793,978	99.2	18,652,869,449	100.5	18,368,653,868	100.1	98.5	98.8

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円, %)

都道府県名	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	142,048,879	137,405,603	96.7	2,239,321	2,239,321	100.0	2,723,023	2,723,023	100.0
青森	35,253,374	33,832,797	96.0	380,741	380,741	100.0	445,841	445,841	100.0
岩手	37,580,966	36,584,229	97.3	415,701	415,701	100.0	469,767	469,767	100.0
宮城	62,244,919	59,921,640	96.3	1,343,678	1,343,678	100.0	1,513,870	1,513,870	100.0
秋田	26,852,533	26,058,607	97.0	331,565	331,565	100.0	447,290	447,290	100.0
山形	33,137,991	32,160,527	97.1	461,029	461,029	100.0	634,160	634,160	100.0
福島	63,248,650	60,679,964	95.9	1,057,343	1,057,343	100.0	1,194,785	1,194,785	100.0
茨城	111,092,567	107,762,985	97.0	2,492,465	2,492,465	100.0	3,479,738	3,479,738	100.0
栃木	75,061,721	72,339,188	96.4	1,657,588	1,657,588	100.0	1,905,595	1,905,595	100.0
群馬	72,282,062	69,742,194	96.5	1,727,388	1,727,388	100.0	2,106,423	2,106,423	100.0
埼玉	289,459,834	280,148,645	96.8	7,786,074	7,786,110	100.0	9,327,667	9,327,667	100.0
千葉	266,567,088	254,757,060	95.6	7,994,192	7,994,192	100.0	9,740,644	9,740,644	100.0
東京都	942,456,003	918,675,574	97.5	33,476,564	33,476,564	100.0	39,093,761	39,093,761	100.0
神奈川県	321,642,909	312,896,005	97.3	14,051,204	14,051,204	100.0	16,620,671	16,620,671	100.0
新潟	57,556,014	55,914,125	97.1	1,693,062	1,693,062	100.0	1,889,253	1,889,253	100.0
富山	39,815,150	38,256,051	96.1	1,103,643	1,103,643	100.0	1,244,944	1,244,944	100.0
石川	43,407,672	41,878,499	96.5	919,851	919,851	100.0	1,143,239	1,143,239	100.0
福井	28,911,181	28,055,843	97.0	822,997	822,997	100.0	956,509	956,509	100.0
山梨	29,589,283	28,858,509	97.5	624,580	624,580	100.0	851,058	851,058	100.0
長野	72,201,596	70,671,353	97.9	1,718,875	1,718,875	100.0	2,016,843	2,016,843	100.0
岐阜	75,663,868	72,772,521	96.2	1,922,237	1,922,237	100.0	2,246,111	2,246,111	100.0
静岡県	118,628,156	114,560,550	96.6	3,674,844	3,674,844	100.0	4,988,921	4,988,921	100.0
愛知県	302,819,718	293,039,919	96.8	12,952,232	12,952,232	100.0	12,264,137	12,264,137	100.0
三重	70,219,800	67,780,456	96.5	2,191,969	2,191,969	100.0	2,383,344	2,383,344	100.0
滋賀	55,357,267	53,460,685	96.6	1,415,500	1,415,500	100.0	1,823,216	1,823,216	100.0
京都	70,530,843	68,967,474	97.8	3,878,271	3,878,271	100.0	4,334,826	4,334,826	100.0
大阪	284,843,784	276,784,437	97.2	12,687,005	12,687,005	100.0	14,394,264	14,394,264	100.0
兵庫	197,965,159	191,150,833	96.6	9,310,566	9,310,566	100.0	10,754,705	10,754,705	100.0
奈良	49,927,246	48,507,483	97.2	2,603,963	2,603,963	100.0	2,871,821	2,871,821	100.0
和歌山	29,480,309	28,743,431	97.5	1,037,654	1,037,654	100.0	1,178,075	1,178,075	100.0
鳥取	16,361,217	16,017,351	97.9	407,099	407,099	100.0	448,566	448,566	100.0
島根	20,642,008	20,308,820	98.4	398,280	398,280	100.0	426,413	426,413	100.0
岡山	52,276,628	50,730,457	97.0	1,979,972	1,979,972	100.0	2,174,072	2,174,072	100.0
広島	85,125,765	82,195,787	96.6	2,904,622	2,904,622	100.0	2,885,882	2,885,882	100.0
山口	45,987,892	44,667,496	97.1	1,127,343	1,127,343	100.0	1,267,995	1,267,995	100.0
徳島	23,199,822	22,608,930	97.5	1,153,017	1,153,017	100.0	1,144,022	1,144,022	100.0
香川	33,571,042	32,621,595	97.2	1,224,280	1,223,168	99.9	1,224,951	1,224,951	100.0
愛媛	41,576,572	40,916,076	98.4	1,026,520	1,026,520	100.0	1,393,527	1,393,527	100.0
高知	20,913,425	20,501,335	98.0	464,111	464,111	100.0	574,664	574,664	100.0
福岡	135,655,821	130,596,433	96.3	3,874,618	3,874,618	100.0	5,056,526	5,056,526	100.0
佐賀	24,588,520	24,003,856	97.6	386,756	386,756	100.0	441,732	441,732	100.0
長崎	39,212,157	38,096,718	97.2	582,122	582,122	100.0	745,611	745,611	100.0
熊本	40,285,288	38,911,934	96.6	800,313	800,313	100.0	1,104,691	1,104,691	100.0
大分	34,340,944	33,568,377	97.8	539,389	539,389	100.0	648,131	648,131	100.0
宮崎	30,272,013	29,543,091	97.6	405,568	405,568	100.0	452,210	452,210	100.0
鹿児島	45,065,180	43,809,466	97.2	561,747	561,747	100.0	741,089	741,089	100.0
沖縄	43,523,296	42,048,585	96.6	387,802	387,802	100.0	487,964	487,964	100.0
合計	4,738,444,133	4,593,513,494	96.9	152,195,661	152,194,585	100.0	176,262,548	176,262,548	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	法人県民税			利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	15,420,634	15,146,229	98.2	941,324	941,324	100.0	5,356,186	5,012,333	93.6
青森	2,890,109	2,859,739	98.9	182,130	182,130	100.0	975,290	961,057	98.5
岩手	3,708,308	3,654,378	98.5	169,217	169,217	100.0	1,180,537	1,150,629	97.5
宮城	10,291,786	10,155,585	98.7	296,389	296,389	100.0	3,235,744	3,110,872	96.1
秋田	2,504,879	2,466,901	98.5	140,732	140,732	100.0	825,951	812,127	98.3
山形	2,955,032	2,902,476	98.2	197,467	197,467	100.0	1,128,748	1,098,628	97.3
福島	6,570,486	6,432,479	97.9	316,369	316,369	100.0	2,131,569	1,995,384	93.6
茨城	9,588,841	9,455,653	98.6	554,187	554,187	100.0	3,353,407	3,248,516	96.9
栃木	6,605,689	6,498,140	98.4	360,466	360,466	100.0	2,235,636	2,182,331	97.6
群馬	7,243,887	7,168,897	99.0	409,778	409,778	100.0	2,156,588	2,103,775	97.6
埼玉	18,572,529	18,373,365	98.9	1,491,831	1,493,635	100.1	14,220,342	13,965,909	98.2
千葉	16,899,003	16,314,659	96.5	1,365,092	1,365,092	100.0	8,633,615	8,464,868	98.0
東京都	166,123,481	161,860,900	97.4	6,925,053	6,896,640	99.6	55,791,887	54,629,204	97.9
神奈川県	29,761,983	29,242,371	98.3	1,693,230	1,693,230	100.0	19,779,352	19,392,521	98.0
新潟	6,872,264	6,805,828	99.0	395,219	395,219	100.0	2,323,667	2,265,897	97.5
富山	3,710,242	3,634,743	98.0	262,714	262,714	100.0	1,319,669	1,273,481	96.5
石川	4,787,116	4,662,957	97.4	255,797	255,797	100.0	1,775,280	1,698,025	95.6
福井	3,089,956	3,042,955	98.5	198,062	198,062	100.0	1,137,855	1,096,489	96.4
山梨	2,997,361	2,895,469	96.6	167,814	167,814	100.0	1,156,539	1,120,532	96.9
長野	6,435,547	6,299,418	97.9	410,940	410,940	100.0	2,132,899	2,091,415	98.1
岐阜	6,261,780	5,920,929	94.6	520,305	520,305	100.0	3,079,476	2,929,029	95.1
静岡県	11,522,838	10,858,262	94.2	861,390	861,390	100.0	6,279,321	6,130,899	97.6
愛知県	38,485,253	37,355,783	97.1	2,231,318	2,231,318	100.0	14,967,264	14,640,536	97.8
三重	5,967,754	5,813,964	97.4	478,180	478,180	100.0	2,589,500	2,529,485	97.7
滋賀	4,875,718	4,782,274	98.1	391,380	391,380	100.0	1,734,938	1,686,444	97.2
京都	10,867,207	10,513,194	96.7	572,287	572,287	100.0	4,360,506	4,255,868	97.6
大阪	54,166,752	52,938,233	97.7	2,994,476	2,994,476	100.0	16,513,372	16,151,651	97.8
兵庫県	15,820,951	15,578,773	98.5	1,687,582	1,681,055	99.6	7,681,074	7,502,249	97.7
奈良	2,760,709	2,695,538	97.6	504,687	504,687	100.0	1,439,208	1,417,782	98.5
和歌山	2,527,305	2,481,575	98.2	271,163	271,163	100.0	1,206,906	1,201,148	99.5
鳥取	1,566,042	1,547,672	98.8	125,585	125,585	100.0	536,043	517,876	96.6
島根	2,036,610	2,010,720	98.7	182,147	182,147	100.0	718,856	692,222	96.3
岡山	6,395,956	6,288,798	98.3	462,292	462,292	100.0	2,146,397	2,045,923	95.3
広島	10,443,058	10,284,159	98.5	783,925	783,925	100.0	4,248,771	4,134,677	97.3
山口	4,255,521	4,192,471	98.5	519,220	519,220	100.0	1,618,447	1,586,760	98.0
徳島	2,382,919	2,360,864	99.1	208,264	208,264	100.0	568,096	559,221	98.4
香川	4,001,471	3,950,084	98.7	371,480	371,480	100.0	930,274	911,069	97.9
愛媛	4,396,795	4,351,645	99.0	398,690	398,690	100.0	1,391,535	1,343,835	96.6
高知	1,744,020	1,721,641	98.7	286,203	286,203	100.0	839,691	832,828	99.2
福岡	18,643,288	18,267,979	98.0	782,384	782,384	100.0	7,614,213	7,362,433	96.7
佐賀	2,344,749	2,311,455	98.6	157,941	157,941	100.0	985,726	965,946	98.0
長崎	3,136,055	3,102,544	98.9	165,738	165,738	100.0	1,411,761	1,384,585	98.1
熊本	5,095,515	5,026,967	98.7	234,409	234,409	100.0	1,963,282	1,885,552	96.0
大分	3,309,222	3,248,922	98.2	192,685	192,685	100.0	1,106,243	1,072,574	97.0
宮崎	2,699,323	2,659,882	98.5	110,667	110,667	100.0	1,201,799	1,180,423	98.2
鹿児島	3,920,595	3,885,232	99.1	221,067	221,067	100.0	1,411,173	1,386,904	98.3
沖縄	4,093,757	3,994,792	97.6	124,194	124,194	100.0	2,024,290	1,988,521	98.2
合計	560,750,295	548,017,494	97.7	32,573,470	32,540,334	99.9	221,418,923	215,970,433	97.5

(単位:千円, %)

都道府県名	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	119,801,542	117,853,738	98.4	126,497,254	126,497,254	100.0	23,047,033	23,047,033	100.0
青森	23,056,071	22,695,707	98.4	28,170,579	28,170,579	100.0	2,118,367	2,118,367	100.0
岩手	24,991,693	24,389,849	97.6	23,042,955	23,042,955	100.0	169,442	169,442	100.0
宮城	73,046,699	71,933,508	98.5	61,745,212	61,745,212	100.0	13,389,718	13,389,718	100.0
秋田	17,939,376	17,521,858	97.7	16,393,118	16,393,118	100.0	1,476,082	1,476,082	100.0
山形	20,716,566	20,189,265	97.5	22,200,336	22,200,336	100.0	1,176,461	1,176,461	100.0
福島	54,380,885	53,076,291	97.6	42,117,347	42,117,347	100.0	2,007,671	2,007,671	100.0
茨城	83,174,158	82,242,526	98.9	56,754,896	56,754,896	100.0	18,049,175	18,049,175	100.0
栃木	52,126,865	51,500,893	98.8	39,298,681	39,298,681	100.0	367,541	367,541	100.0
群馬	52,612,587	51,780,516	98.4	48,824,667	48,824,667	100.0	178,332	178,332	100.0
埼玉	139,866,910	138,082,307	98.7	138,869,887	138,869,887	100.0	583,611	583,611	100.0
千葉	135,339,352	130,721,060	96.6	104,352,437	104,352,437	100.0	341,387,060	341,387,060	100.0
東京都	1,122,594,649	1,100,208,981	98.0	1,473,088,432	1,473,088,432	100.0	217,231,761	217,231,761	100.0
神奈川県	252,775,310	249,563,459	98.7	200,161,651	200,161,651	100.0	150,495,688	150,495,688	100.0
新潟	56,411,425	55,504,780	98.4	54,368,932	54,368,932	100.0	11,510,109	11,510,109	100.0
富山	30,620,455	29,888,636	97.6	37,796,274	37,796,274	100.0	2,614,484	2,614,484	100.0
石川	33,565,905	32,657,093	97.3	32,980,472	32,980,472	100.0	2,477,297	2,477,297	100.0
福井	27,569,703	27,239,631	98.8	21,593,860	21,593,860	100.0	959,625	959,625	100.0
山梨	20,070,219	19,520,072	97.3	14,080,695	14,080,695	100.0	122,265	122,265	100.0
長野	48,749,725	47,088,586	96.6	40,880,055	40,880,055	100.0	138,401	138,401	100.0
岐阜	47,677,086	45,024,213	94.4	53,516,697	53,516,697	100.0	177,649	177,649	100.0
静岡	115,458,384	110,826,171	96.0	76,417,938	76,417,938	100.0	17,767,042	17,767,042	100.0
愛知	307,334,504	302,251,419	98.3	162,007,559	162,007,559	100.0	100,296,325	100,296,325	100.0
三重	53,553,631	51,538,989	96.2	36,039,091	36,039,091	100.0	24,892,767	24,892,767	100.0
滋賀	40,795,062	39,561,036	97.0	24,254,805	24,254,805	100.0	113,155	113,155	100.0
京都	76,791,219	74,746,749	97.3	43,653,724	43,653,724	100.0	558,234	558,234	100.0
大阪	361,513,776	357,354,655	98.8	385,567,022	385,567,022	100.0	184,628,194	184,628,194	100.0
兵庫	138,921,016	137,084,588	98.7	107,246,586	107,246,586	100.0	101,523,756	101,523,756	100.0
奈良	18,941,078	18,470,233	97.5	17,575,985	17,575,985	100.0	2,503	2,503	100.0
和歌山	18,220,623	17,795,831	97.7	17,667,214	17,667,214	100.0	3,441,837	3,441,837	100.0
鳥取	11,072,616	10,719,480	96.8	9,768,899	9,768,899	100.0	536,726	536,726	100.0
島根	15,106,996	14,819,116	98.1	13,848,287	13,848,287	100.0	896,783	896,783	100.0
岡山	46,627,351	45,699,983	98.0	45,690,646	45,690,646	100.0	22,061,550	22,061,550	100.0
広島	79,537,683	78,148,490	98.3	66,450,026	66,450,026	100.0	9,739,393	9,739,393	100.0
山口	34,320,342	33,546,208	97.7	30,480,564	30,480,564	100.0	20,172,133	20,172,133	100.0
徳島	18,134,735	17,983,409	99.2	11,539,074	11,539,074	100.0	1,482,109	1,482,109	100.0
香川	28,294,663	27,971,423	98.9	26,769,549	26,769,549	100.0	2,974,297	2,974,297	100.0
愛媛	33,034,109	32,779,850	99.2	24,956,313	24,956,313	100.0	9,842,287	9,842,287	100.0
高知	11,834,704	11,701,503	98.9	13,096,974	13,096,974	100.0	318,076	318,076	100.0
福岡	141,180,602	138,887,671	98.4	141,565,224	141,565,224	100.0	59,756,067	59,756,067	100.0
佐賀	18,169,833	18,019,965	99.2	15,539,544	15,539,544	100.0	1,549,472	1,549,472	100.0
長崎	23,591,004	23,461,164	99.4	21,851,399	21,851,399	100.0	4,864,545	4,864,545	100.0
熊本	33,906,143	33,479,619	98.7	28,046,189	28,046,189	100.0	1,176,214	1,176,214	100.0
大分	22,779,233	22,483,734	98.7	22,555,396	22,555,396	100.0	8,364,556	8,364,556	100.0
宮崎	19,559,599	19,355,425	99.0	19,747,467	19,747,467	100.0	342,633	342,633	100.0
鹿児島	26,840,180	26,664,169	99.3	28,467,317	28,467,317	100.0	3,864,408	3,864,408	100.0
沖縄	28,965,979	28,251,840	97.5	23,489,325	23,489,325	100.0	1,882,472	1,882,472	100.0
合計	4,161,572,246	4,082,285,689	98.1	4,051,026,554	4,051,026,554	100.0	1,372,725,306	1,372,725,306	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	16,659,031	15,881,701	95.3	6,767,467	6,767,462	100.0	1,345,660	1,312,839	97.6
青森	2,105,383	2,044,530	97.1	1,557,440	1,557,440	100.0	136,603	132,316	96.9
岩手	2,746,145	2,596,314	94.5	1,350,067	1,350,064	100.0	260,207	244,064	93.8
宮城	6,028,683	5,799,627	96.2	2,642,895	2,642,891	100.0	638,414	638,414	100.0
秋田	1,695,177	1,578,039	93.1	1,045,072	1,045,072	100.0	145,491	145,491	100.0
山形	2,163,608	2,116,028	97.8	1,047,157	1,047,157	100.0	110,116	107,937	98.0
福島	4,225,924	4,070,819	96.3	2,338,323	2,338,322	100.0	542,375	513,995	94.8
茨城	6,171,828	6,012,801	97.4	3,333,726	3,333,726	100.0	2,387,339	2,307,459	96.7
栃木	4,947,397	4,710,343	95.2	2,176,091	2,176,088	100.0	2,005,133	1,986,653	99.1
群馬	4,974,053	4,836,156	97.2	2,097,742	2,097,752	100.0	1,007,602	996,979	98.9
埼玉	18,853,233	18,426,195	97.7	7,399,693	7,400,274	100.0	1,869,072	1,849,347	98.9
千葉	17,589,048	16,612,106	94.4	6,434,142	6,434,106	100.0	3,898,053	3,849,872	98.8
東京都	74,692,935	72,895,037	97.6	14,951,925	14,922,878	99.8	549,867	549,867	100.0
神奈川県	26,546,136	25,127,833	94.7	8,710,482	8,710,473	99.9	1,352,877	1,352,877	100.0
新潟	4,856,435	4,748,639	97.8	2,224,626	2,224,626	100.0	465,536	460,081	98.8
富山	2,679,244	2,594,955	96.9	1,041,511	1,041,511	100.0	258,248	248,884	96.4
石川	2,874,421	2,766,546	96.2	1,166,353	1,166,353	100.0	508,638	467,783	92.0
福井	1,652,370	1,595,355	96.5	811,181	811,181	100.0	214,222	214,222	100.0
山梨	2,117,061	2,016,947	95.3	906,227	906,227	100.0	689,559	689,559	100.0
長野	4,508,457	4,302,967	95.4	1,958,252	1,958,252	100.0	679,170	674,104	99.3
岐阜	5,036,826	4,859,677	96.5	1,884,533	1,884,532	100.0	1,505,665	1,464,000	97.2
静岡県	11,189,027	10,712,043	95.7	3,698,074	3,698,064	100.0	2,195,924	2,158,720	98.3
愛知県	26,870,752	26,103,915	97.1	7,536,783	7,536,783	100.0	1,327,177	1,327,177	100.0
三重	4,766,750	4,652,277	97.6	1,845,998	1,845,998	100.0	1,602,446	1,573,868	98.2
滋賀	4,625,291	3,842,776	83.1	1,382,803	1,382,803	100.0	969,330	948,890	97.9
京都	9,281,834	8,595,133	92.6	2,393,308	2,393,276	100.0	707,518	707,518	100.0
大阪	35,443,436	32,703,104	92.3	10,433,969	10,433,675	100.0	1,303,528	1,253,948	96.2
兵庫県	15,624,687	15,072,099	96.5	5,109,199	5,109,164	100.0	3,305,554	3,259,785	98.6
奈良	2,276,436	2,113,815	92.9	1,127,157	1,127,135	100.0	833,849	819,589	98.3
和歌山	1,975,820	1,860,939	94.2	1,029,167	1,029,167	100.0	302,860	302,760	100.0
鳥取	911,949	859,165	94.2	554,981	554,981	100.0	89,718	88,281	98.4
島根	1,120,156	1,043,466	93.2	612,993	612,981	100.0	88,714	88,714	100.0
岡山	5,072,146	4,851,184	95.6	1,924,548	1,924,443	100.0	627,662	626,952	99.9
広島	8,793,954	8,149,774	92.7	2,779,964	2,779,852	100.0	666,375	661,864	99.3
山口	2,501,416	2,437,954	97.5	1,367,848	1,367,816	100.0	423,631	423,631	100.0
徳島	1,703,852	1,666,230	97.8	760,127	760,100	100.0	233,880	233,880	100.0
香川	2,802,880	2,730,709	97.4	1,004,246	1,004,246	100.0	328,249	328,249	100.0
愛媛	2,931,110	2,866,256	97.8	1,360,138	1,360,109	100.0	332,503	332,503	100.0
高知	1,143,255	1,125,871	98.5	774,982	774,973	100.0	211,201	211,201	100.0
福岡	18,483,147	17,711,643	95.8	5,818,151	5,818,094	100.0	979,485	953,880	97.4
佐賀	1,848,994	1,806,294	97.7	952,617	952,617	100.0	279,968	279,968	100.0
長崎	2,280,143	2,211,134	97.0	1,445,311	1,445,311	100.0	273,391	268,693	98.3
熊本	3,773,902	3,571,600	94.6	1,891,229	1,891,229	100.0	528,968	521,300	98.6
大分	2,267,297	2,212,043	97.6	1,223,447	1,223,447	100.0	325,234	325,234	100.0
宮崎	2,241,195	2,188,143	97.6	1,206,423	1,206,423	100.0	348,377	348,377	100.0
鹿児島	3,770,292	3,616,995	95.9	1,682,248	1,682,236	100.0	371,301	371,301	100.0
沖縄	4,475,230	4,029,533	90.0	1,728,064	1,728,064	100.0	738,366	737,854	99.9
合計	391,298,347	374,326,710	95.7	133,488,679	133,459,374	100.0	39,965,057	39,360,881	98.5

(単位:千円, %)

都道府県名	自動車取得税(～2019.9)			軽油引取税			自動車税(～2019.9)		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	1,513	753	49.8	56,525,504	54,556,060	96.5	867,088	303,792	35.0
青森	0	0	0.0	13,261,558	13,261,558	100.0	114,114	52,080	45.6
岩手	0	0	0.0	15,474,891	15,190,565	98.2	79,170	38,010	48.0
宮城	0	0	0.0	25,317,402	25,317,402	100.0	0	0	0.0
秋田	90	90	100.0	9,245,973	9,245,659	99.9	28,718	6,837	23.8
山形	0	0	0.0	9,234,481	9,234,481	100.0	0	0	0.0
福島	263	263	100.0	26,514,965	26,514,522	100.0	496,727	147,933	29.8
茨城	0	0	0.0	32,201,962	32,038,752	99.5	0	0	0.0
栃木	284	284	100.0	21,274,794	21,274,323	100.0	113,423	43,322	38.2
群馬	0	0	0.0	16,961,807	16,961,807	100.0	144,345	41,257	28.6
埼玉	0	0	0.0	49,887,728	49,689,372	99.6	487,085	213,170	43.8
千葉	805	317	39.4	38,663,833	38,654,387	100.0	1,043,914	414,497	39.7
東京都	0	0	0.0	36,579,833	35,377,627	96.7	0	0	0.0
神奈川県	67	0	0.0	40,048,915	38,478,088	96.1	748,265	279,153	37.3
新潟	0	0	0.0	22,792,763	22,749,860	99.8	0	0	0.0
富山	0	0	0.0	10,847,472	10,503,336	96.8	70,694	25,184	35.6
石川	0	0	0.0	9,517,485	9,421,207	99.0	0	0	0.0
福井	0	0	0.0	7,793,064	7,792,657	100.0	85,420	27,608	32.3
山梨	0	0	0.0	6,851,926	6,851,926	100.0	99,707	55,719	55.9
長野	0	0	0.0	17,398,548	17,398,548	100.0	175,146	80,692	46.1
岐阜	0	0	0.0	16,307,428	15,889,205	97.4	0	0	0.0
静岡県	0	0	0.0	36,607,701	36,607,496	100.0	0	0	0.0
愛知県	112	0	0.0	57,863,428	56,601,364	97.8	795,885	409,122	51.4
三重	163	163	100.0	20,773,722	20,421,142	98.3	0	0	0.0
滋賀	12	12	100.0	12,950,288	12,525,868	96.7	176,163	82,071	46.6
京都	421	382	90.7	13,850,225	13,493,418	97.4	367,833	166,292	45.2
大阪	717	638	89.0	44,825,210	44,342,477	98.9	703,360	268,048	38.1
兵庫県	0	0	0.0	39,148,651	39,047,560	99.7	654,439	330,498	50.5
奈良	0	0	0.0	6,796,900	6,472,291	95.2	186,063	81,044	43.6
和歌山	0	0	0.0	6,006,326	5,950,566	99.1	0	0	0.0
鳥取	961	961	100.0	4,645,738	4,645,541	100.0	17,164	6,273	36.5
島根	0	0	0.0	5,178,167	5,178,057	100.0	32,922	11,264	34.2
岡山	0	0	0.0	19,355,445	19,050,825	98.4	146,326	57,425	39.2
広島	0	0	0.0	23,062,444	22,509,908	97.6	148,523	57,705	38.9
山口	0	0	0.0	13,481,452	13,208,520	98.0	41,987	17,209	41.0
徳島	88	88	100.0	5,510,642	5,509,068	100.0	58,862	17,932	30.5
香川	0	0	0.0	9,085,479	9,083,517	100.0	0	0	0.0
愛媛	0	0	0.0	10,113,293	10,112,642	100.0	112,872	35,110	31.1
高知	0	0	0.0	4,547,272	4,526,780	99.5	43,991	19,494	44.3
福岡	0	0	0.0	37,708,193	37,080,023	98.3	0	0	0.0
佐賀	0	0	0.0	9,154,892	8,949,305	97.8	0	0	0.0
長崎	0	0	0.0	6,900,305	6,836,495	99.1	0	0	0.0
熊本	0	0	0.0	14,606,153	14,604,960	100.0	115,022	42,183	36.7
大分	0	0	0.0	8,710,355	8,702,919	99.9	79,437	34,697	43.7
宮崎	0	0	0.0	8,976,034	8,843,102	98.5	0	0	0.0
鹿児島	0	0	0.0	12,209,647	12,158,399	99.6	0	0	0.0
沖縄	0	0	0.0	7,303,909	7,266,976	99.5	99,707	37,335	37.4
合計	5,496	3,951	71.9	922,074,203	910,130,561	98.7	8,334,372	3,402,955	40.8

(単位:千円, %)

都道府県名	自動車税 (環境性能割)			自動車税 (種別割)			鉦区税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	4,253,383	4,252,960	100.0	75,663,366	75,431,380	99.7	37,220	37,150	99.8
青森	875,146	875,146	100.0	16,389,295	16,341,738	99.7	2,339	2,339	100.0
岩手	837,877	837,877	100.0	17,570,591	17,540,323	99.8	18,736	18,736	100.0
宮城	1,651,241	1,651,023	100.0	32,800,239	32,722,511	99.8	2,498	2,498	100.0
秋田	683,062	683,062	100.0	13,330,388	13,325,115	99.9	9,248	8,653	93.6
山形	756,518	756,518	100.0	15,895,605	15,880,931	99.9	2,289	2,289	100.0
福島	1,361,856	1,361,856	100.0	30,218,974	30,111,310	99.6	10,349	10,349	100.0
茨城	2,318,787	2,318,787	100.0	50,416,482	49,952,848	99.1	4,245	4,245	100.0
栃木	1,584,777	1,584,777	100.0	34,667,328	34,634,689	99.9	7,822	7,822	100.0
群馬	1,788,440	1,788,440	100.0	33,857,910	33,812,445	99.9	1,557	1,557	100.0
埼玉	5,251,933	5,251,933	100.0	84,537,524	84,344,834	99.8	5,092	5,092	100.0
千葉	4,305,191	4,297,682	99.8	73,921,428	73,647,349	99.6	41,087	41,087	100.0
東京都	9,107,498	9,109,234	100.0	102,602,560	101,663,436	99.1	2,119	2,119	100.0
神奈川県	6,304,967	6,306,037	100.0	89,742,794	89,463,713	99.7	1	1	100.0
新潟	1,472,595	1,472,595	100.0	31,214,681	31,198,848	99.9	32,827	32,827	100.0
富山	779,845	779,845	100.0	16,787,863	16,752,332	99.8	708	708	100.0
石川	954,739	954,820	100.0	17,798,456	17,602,093	98.9	422	352	83.4
福井	679,616	679,616	100.0	12,063,622	12,027,009	99.7	2,123	2,123	100.0
山梨	649,085	639,382	98.5	12,819,898	12,788,816	99.8	172	172	100.0
長野	1,591,264	1,591,264	100.0	31,231,633	31,161,236	99.8	2,607	2,589	99.3
岐阜	1,811,228	1,811,161	100.0	31,414,038	31,254,766	99.5	20,990	16,538	78.8
静岡県	2,929,441	2,929,441	100.0	53,715,788	53,379,258	99.4	4,141	4,141	100.0
愛知	8,494,994	8,494,766	100.0	115,400,999	115,040,058	99.7	2,175	2,175	100.0
三重	1,703,751	1,703,751	100.0	27,399,377	27,260,649	99.5	2,868	2,868	100.0
滋賀	1,142,249	1,142,199	100.0	18,037,112	17,986,701	99.7	6,947	6,947	100.0
京都	1,857,021	1,857,022	100.0	24,784,698	24,650,322	99.5	639	639	100.0
大阪	6,244,787	6,244,405	100.0	77,630,804	77,358,830	99.6	40	40	100.0
兵庫	3,953,990	3,953,990	100.0	60,826,835	60,555,913	99.6	10,128	10,128	100.0
奈良	882,683	882,683	100.0	14,942,314	14,887,535	99.6	680	680	100.0
和歌山	655,292	655,292	100.0	11,076,738	11,039,798	99.7	91	91	100.0
鳥取	372,068	372,068	100.0	6,953,279	6,949,727	99.9	734	734	100.0
島根	429,424	429,424	100.0	8,052,433	8,040,713	99.9	1,153	1,153	100.0
岡山	1,373,261	1,373,261	100.0	25,565,554	25,526,174	99.8	10,736	10,736	100.0
広島	2,242,285	2,242,285	100.0	33,186,309	33,093,241	99.7	4,385	4,385	100.0
山口	1,062,140	1,062,140	100.0	17,674,493	17,658,130	99.9	10,075	10,075	100.0
徳島	479,164	479,164	100.0	10,033,610	10,012,506	99.8	1,304	1,304	100.0
香川	619,622	619,622	100.0	13,071,848	12,966,995	99.2	12	12	100.0
愛媛	801,950	801,950	100.0	15,556,095	15,523,874	99.8	3,778	3,077	81.4
高知	383,085	383,085	100.0	7,683,977	7,675,714	99.9	7,394	7,394	100.0
福岡	3,816,119	3,816,119	100.0	59,814,991	59,666,106	99.8	5,016	4,279	85.3
佐賀	457,908	457,908	100.0	10,345,990	10,314,575	99.7	231	231	100.0
長崎	589,790	589,790	100.0	12,881,373	12,839,311	99.7	3,649	3,649	100.0
熊本	1,112,122	1,112,122	100.0	21,950,486	21,906,479	99.8	9,550	9,523	99.7
大分	679,539	679,539	100.0	14,110,675	14,087,740	99.8	11,690	11,690	100.0
宮崎	634,801	634,801	100.0	13,349,042	13,316,017	99.8	7,295	7,279	99.8
鹿児島	807,543	807,543	100.0	17,965,722	17,825,235	99.2	11,578	9,262	80.0
沖縄	491,404	491,462	100.0	15,079,742	15,041,583	99.7	7,441	7,187	96.6
合計	93,235,482	93,219,848	100.0	1,532,034,959	1,526,260,905	99.6	328,181	318,924	97.2

都道府県名	固定資産税			法定外普通税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	400,046	400,046	100.0	899,960	899,960	100.0
青森	925,165	925,165	100.0	19,268,040	19,268,040	100.0
岩手	0	0	0.0	0	0	0.0
宮城	0	0	0.0	181,020	181,020	100.0
秋田	0	0	0.0	0	0	0.0
山形	0	0	0.0	0	0	0.0
福島	5,403,322	5,403,322	100.0	0	0	0.0
茨城	0	0	0.0	1,230,456	1,230,456	100.0
栃木	0	0	0.0	0	0	0.0
群馬	0	0	0.0	0	18,088	0.0
埼玉	0	0	0.0	0	0	0.0
千葉	0	0	0.0	0	0	0.0
東京都	0	0	0.0	0	0	0.0
神奈川県	0	0	0.0	0	0	0.0
新潟	0	0	0.0	4,712,634	4,712,634	100.0
富山	0	0	0.0	0	0	0.0
石川	0	0	0.0	770,452	770,452	100.0
福井	0	0	0.0	9,162,448	9,162,448	100.0
山梨	0	0	0.0	0	0	0.0
長野	278,792	278,792	100.0	0	0	0.0
岐阜	0	0	0.0	0	0	0.0
静岡県	0	0	0.0	1,240,416	1,240,416	100.0
愛知県	2,250,154	2,250,154	100.0	0	0	0.0
三重	0	0	0.0	0	0	0.0
滋賀	0	0	0.0	0	0	0.0
京都	0	0	0.0	0	0	0.0
大阪	125,078	125,078	100.0	0	0	0.0
兵庫県	0	0	0.0	0	0	0.0
奈良	0	0	0.0	0	0	0.0
和歌山	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取	0	0	0.0	0	0	0.0
島根	0	0	0.0	747,020	747,020	100.0
岡山	0	0	0.0	0	0	0.0
広島	0	0	0.0	0	0	0.0
山口	0	0	0.0	0	0	0.0
徳島	0	0	0.0	0	0	0.0
香川	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛	0	0	0.0	1,226,520	1,226,520	100.0
高知	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡	0	0	0.0	0	0	0.0
佐賀	0	0	0.0	2,668,247	2,668,247	100.0
長崎	0	0	0.0	0	0	0.0
熊本	0	0	0.0	0	0	0.0
大分	0	0	0.0	0	0	0.0
宮崎	0	0	0.0	0	0	0.0
鹿児島	0	0	0.0	2,142,355	2,142,355	100.0
沖縄	0	0	0.0	902,386	902,386	100.0
合計	9,382,557	9,382,557	100.0	45,151,954	45,170,042	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	狩 獵 税			法 定 外 目 的 税			旧 法 に よ る 税		
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
北海道	41,375	41,375	100.0	841,043	840,435	99.9	0	0	0.0
青森	4,623	4,623	100.0	79,264	79,264	100.0	0	0	0.0
岩手	13,047	13,047	100.0	91,508	91,508	100.0	0	0	0.0
宮城	11,786	11,786	100.0	398,480	398,480	100.0	238,137	110,016	46.2
秋田	1,119	1,119	100.0	229,656	229,656	100.0	1,412	370	26.2
山形	4,545	4,545	100.0	148,455	148,455	100.0	59,419	20,282	34.1
福島	14,202	14,202	100.0	438,144	438,144	100.0	0	0	0.0
茨城	38,256	38,256	100.0	0	0	0.0	744	310	41.7
栃木	22,762	22,762	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
群馬	18,088	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉	20,329	20,329	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
千葉	30,442	30,442	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
東京都	4,038	4,038	100.0	89,620	89,208	99.5	1,026	732	71.3
神奈川県	15,017	15,017	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
新潟	11,546	11,546	100.0	162,728	162,728	100.0	52,568	23,557	44.8
富山	6,058	6,058	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川	11,083	11,083	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井	9,043	9,043	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨	11,932	11,932	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野	14,282	14,282	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
岐阜	12,563	12,563	100.0	2,506	2,506	100.0	448,575	176,162	39.3
静岡県	35,832	35,832	100.0	0	0	0.0	84,559	265	0.3
愛知県	10,282	10,282	100.0	449,413	449,413	100.0	1,332	490	36.8
三重	20,841	20,841	100.0	557,410	557,410	100.0	0	0	0.0
滋賀	12,817	12,817	100.0	31,492	31,492	100.0	0	0	0.0
京都	18,727	18,727	100.0	155,864	155,864	100.0	832	300	36.1
大阪	7,869	7,869	100.0	284,384	272,761	95.9	423,300	13,140	3.1
兵庫県	34,806	34,806	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
奈良	12,021	12,021	100.0	127,010	127,010	100.0	0	0	0.0
和歌山	15,434	15,434	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取	6,431	6,431	100.0	7,211	7,211	100.0	0	0	0.0
島根	12,406	12,406	100.0	161,383	161,383	100.0	0	0	0.0
岡山	16,943	16,943	100.0	570,095	533,938	93.7	0	0	0.0
広島	24,017	24,006	100.0	602,197	602,197	100.0	0	0	0.0
山口	12,027	12,027	100.0	207,348	207,348	100.0	0	0	0.0
徳島	13,267	13,267	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
香川	4,345	4,345	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛	24,400	24,400	100.0	255,182	255,182	100.0	0	0	0.0
高知	20,631	20,631	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡	18,030	18,030	100.0	809,870	802,995	99.2	360,620	180,470	50.0
佐賀	9,220	9,220	100.0	101,795	101,795	100.0	0	0	0.0
長崎	8,699	8,699	100.0	89,712	89,712	100.0	174	174	100.0
熊本	18,611	18,611	100.0	98,546	98,546	100.0	0	0	0.0
大分	22,595	22,595	100.0	706,947	406,848	57.6	0	0	0.0
宮崎	22,729	22,729	100.0	245,987	245,987	100.0	0	0	0.0
鹿児島	25,488	25,488	100.0	197,837	197,837	100.0	0	0	0.0
沖縄	2,976	2,976	100.0	39,653	39,653	100.0	0	0	0.0
合 計	747,579	729,480	97.6	8,180,741	7,824,967	95.7	1,672,698	526,268	31.5



## 6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	—
元	325,939,000,000	330,648,159,086	325,794,561,713	—
2	324,147,130,000	333,629,578,102	327,652,177,977	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2
323,438,221	4,530,159,152	98.5	100.0	97.7	97.8
290,376,255	5,687,023,870	98.2	101.1	100.9	100.6



---

令和3年 11 月発行

## 広島県税務統計要覧

(令和3年度版) 第 65 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321

---